

平成30年度 青島ビーチパーク運営業務委託にかかる事業者募集要項

1. 趣 旨

平成27年に開設した青島ビーチパークは、「もっと多くの人に青島の魅力を伝え、来た人がもっとゆっくり楽しめる場所を作りたい。」という思いから、渚の交番青島プロジェクト実行委員会（以下、「渚の交番」という。）を中心に環境整備や店舗運営を行い、居心地のよい空間づくりに努めてきました。この取り組みの結果、海水浴だけでなく、食事や人との交流を目的にビーチを訪れる人が増え、新たな観光エリアとして定着しつつあります。

開設4年目を迎える今年は、昨年に引き続き、運営業務の一部を民間事業者等に委託し、青島ビーチパークを更に居心地のよい場所になることを目指し、青島地域全体の活性化を図ります。

2. 事業概要

1) 期 間

平成30年4月20日（金）～平成30年9月30日（日）

※定休日を水曜日とする。青島海水浴場開設期間中は定休日なし。

※詳細については、「平成30年度青島ビーチパーク出店者募集要項」のP2「2 募集概要（2）営業時間及び定休日等」を参照する。

2) 場 所

宮崎市青島2丁目233番地 宮崎市青島ビーチセンター南側

3) 事業主体

渚の交番青島プロジェクト実行委員会

4) 主な業務内容

- ・敷地内にコンテナ5基を設置し、飲食や物販の店舗を運営する。
- ・来場者のニーズにあったイベント等を企画・運営し、誘客促進を図る。
- ・青島ビーチパークの魅力を効果的に情報発信し、誘客促進を図る。

3. 委託する業務内容

1) コンテナ店舗の活用による誘客促進につながる取り組み

- ・青島ビーチパークへの来場意欲を高める催事店舗の企画・実施。
※開催期間中、最低12回の催事店舗を企画・実施すること。

2) イベント等の企画・実施による誘客促進につながる取り組み

- ・音楽イベントなど青島ビーチの賑わいに相応しいイベントの企画・実施。
※開催期間中、最低2回のイベントを企画・実施すること。
- ・青島ビーチパークへの来場意欲を高めるワークショップの企画・実施。
※開催期間中、最低12回のワークショップを企画・実施すること。

3) 留意事項

- ・受託者は、開催期間を通じて、コンテナ店舗を活用した青島ビーチをゆっくり楽しめるグッズなどの販売を行うことができることとする。
ただし、コンテナ店舗の活用にあたっては、以下の手数料等を支払うこと。

①家賃 月額25,000円

②売上手数料 毎月売上の6%

※家賃及び売上手数料は月末締め、翌月20日までに支払う。なお、支払い方法については、事業主体と協議の上、決定する。

※家賃及び手数料を指定期日までに支払わない時は、その翌日から納入までの日数に応じ、日割り計算した金額に相当する延滞金を加算し、支払う。

なお、コンテナ店舗にかかる仕様、出店詳細等、コンテナ使用上の制限・追加工事等については、別に定める「平成30年度青島ビーチパーク出店者募集要項」を準用する。

4. 委託業者の選定について

1) 選定方法

- 公募型プロポーザル方式により選定する。
- 選定は、提出書類①～④等の審査により行う。
- 書類審査後は、必要に応じてプレゼンテーションを行い、優先交渉権を与える民間事業者等を選定する。

2) 公募の参加資格要件

- 法人格を有している者であること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続きを開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けていること。
- 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- 市税を滞納している者でないこと。

3) 提出書類

以下の書類の正本1部を提出すること

- ①企画提案書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③市税の納税証明書（別紙「必要な納税証明書」参照）
- ④誓約書兼同意書（様式第3号：個人用、様式第4号：団体用）

4) 提案限度額

2,085,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提出書類②「収支予算書」により、現時点での収支予算を記載すること。

5) 応募期間

平成30年1月19日(金)～平成30年2月13日(火) 17:00まで

※持参、郵送どちらの場合も必着。なお、郵送の場合は簡易書留郵便により提出すること。

※水曜日は渚の交番が定休日のため、ご持参される方はご注意ください。

6) 提出先

住 所：〒889-2162 宮崎市青島2丁目233番地

宛 名：渚の交番青島プロジェクト実行委員会（担当：廣見、長倉）

7) 選定結果通知

・渚の交番ホームページ上で公表する。

・公表する日時については、選定段階で応募事業者に伝える。なお、選定の過程に関する質問には一切回答できませんので、ご了承ください。

8) その他留意事項

・企画提案は1社につき1案とし、提出された書類等は返却しないこととする。

・本プロポーザル型公募に係る経費及び提出に関する経費は、全て提案者が負担すること。

・企画提案書等を提出後に、応募を辞退する場合は、速やかに連絡すること。

・企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、事業主体が本プロポーザル型公募の評価等で必要と判断した場合は、企画提案書等及び添付書類の複製作成、公開及び内容を無断・無償で使用する場合があります。

5. 業務委託契約について

1) 契約方法

・優先交渉権を与える順位の決定後、順位が最も高い民間事業者等と契約締結の交渉を行う。

・契約締結の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次に順位が高い民間事業者等と契約締結の交渉を行う。

2) 契約内容

提出書類等に基づき、契約を締結する民間事業者等と内容を確認した上で決定する。

3) 契約代金の支払

委託料の支払いについては、平成30年4月1日以降とする。

4) 契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、別で定める個人情報取扱特記事項に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

6. 問い合わせ先

事業主体：渚の交番青島プロジェクト実行委員会（担当：廣見、長倉）

メール：miyazaki@nagisa-koban.com

住 所：〒889-2162 宮崎市青島2丁目233番地

電 話：0985-65-1055 F A X：0985-65-1056

別紙「必要な納税証明書」

宮崎市に 事業所が 有る場合	法人	市 税	<u>宮崎市発行の市税証明書</u> ・市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
	法人代表者	市 税	<u>宮崎市発行の市税証明書</u> ・市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税
宮崎市に 事業所が 無い場合	法人	市 町 村 税	<u>当該市町村発行の市税証明書</u> ・市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
	法人代表者 （宮崎市税が課税 されている場合）	市 税	<u>宮崎市発行の市税証明書</u> ・市税を滞納していない証明（参加申込書の提出日から起算して発行後3ヶ月を越えないもの） ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税